

厚岸町選挙管理委員会告示第10号

平成29年6月18日執行の厚岸町長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日（以下「登録基準日」という。）及び登録の日を次のとおり定める。

平成29年4月10日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

- 1 登録基準日 平成29年6月12日
ただし、年齢については、平成29年6月18日
- 2 登録日 平成29年6月12日